

世田谷区告示第320号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年4月27日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 指定番号 | 第210号 |
| 2 指定年月日 | 令和8年4月21日 |
| 3 指定する道路の種別 | 特別区道 |
| 4 道路の区域 | 世田谷区千歳台二丁目845番45及び845番46 |
| 5 道路の幅員 | 0.46メートルから2.04メートルまで |
| 6 道路の延長 | 29.79メートル |

(案内図)

指定第210号

世田谷区千歳台二丁目845番45及び845番46

幅員 0.46～2.04 メートル

延長 29.79 メートル

自動車転回広場 —

 指定をした位置

